# 東京医療保健大学受託研究取扱規程

（趣旨）
第１条　この規程は、東京医療保健大学（以下「本学」という。）における受託研究の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（受入基準）
第２条　受託研究は、本学の教育研究に有意義であり、業務に支障を来すおそれがないと認められる場合に限り、実施できるものとする。

（定義）
第３条　この規程において「受託研究」とは、本学において外部からの委託を受けて業務として行う研究で、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。

（申込み）
第４条　受託研究の申込みをしようとする委託者は、受託研究申込書（別紙様式第１号）に所定事項を記載し、原則として研究開始日の１か月前までに研究を担当する者（以下「研究担当者」という。）の属する学科長（以下「研究責任者」という。）を経由し、学長の承認を得て、理事長に提出するものとする。
２　研究担当者は、前項の受託研究申込書には、附属証拠書として、受託研究受入申請書（別紙様式第２号）及び受託研究経費支出予定額内訳書（別紙様式第３号）を添付するものとする。

（受入れの決定）
第５条　理事長は、受託研究申込書に基づき、研究の意義、業務への支障の有無等を総合的に判断し、受託研究の受入れの可否を決定する。
２　理事長は、必要に応じ当該受託研究に関係する研究担当者、研究責任者及び学長の意見を聴くことができる。

（受入等の通知）
第６条　理事長は、前条により受入れの可否を決定したときは、受入れの可否を速やかに研究責任者及び委託者に通知（別紙様式第４号）するものとする。

（契約締結）
第７条　理事長は、受託研究の受入れを決定したときは、速やかに受託研究契約書により委託者と受託研究契約を締結するものとする。
２　受託研究契約書については、この規程に基づき別に定めるものとする。

（研究期間）
第８条　受託研究の契約期間は、原則として３か月以上で５年を超えないものとする。

（受託研究費の納入及び受入）
第９条　委託者は、受託研究費を受託研究契約書に定める期日までに、本学に納入しなければならない。
２　原則として、一旦納入した受託研究費は返還しないものとする。

（受託研究費の額等）
第１０条　受託研究費の額は、研究担当者による研究に必要な直接経費の額と本学の管理等に必要な間接経費相当額の合計額とする。
２　間接経費は、直接経費の２０％に相当する額とする。ただし、国、地方公共団体等からの受託研究で、これにより難い場合は、この限りではない。

（契約の解除又は変更等）
第１１条　本学は、次の各号のいずれかに該当するときは、受託研究を中止し契約を解除することができる。
(1) 委託者が受託研究費を定められた期日までに本学に納付しなかった場合
(2) 天災その他やむを得ない事由により、受託研究の遂行が困難となった場合
２　本学は、次の各号のいずれかに該当するときは、受託研究の契約を変更することができる。
(1) 受託研究の遂行上、研究費の額を増額する必要が生じた場合
(2) 受託研究の遂行上、期間変更を必要と認める場合
(3) 天災その他やむを得ない事由により、受託研究の遂行が困難となった場合

（支出）
第１２条　受託研究費は、当該研究の目的達成のため必要かつ適正と認められるものに支出するものとする。

（取得設備）
第１３条　受託研究費により本学が取得した設備等は委託者に返還しないものとする。

（知的財産権の帰属等）
第１４条　受託研究による発明等に係る知的財産権は、原則として本学に帰属するものとする。ただし、受託研究契約時に本学と委託者との協議により、その知的財産権の一部又は全部を委託者に帰属するものとすることができる。

（研究成果報告）
第１５条　本学は、受託研究が終了したときは、契約に定める期限までに研究経費の支出実績を含めた研究成果報告書（別紙様式第５号）を委託者に提出するものとする。

（秘密の保持）
第１６条　本学又は委託者は、受託研究において知り得た一切の情報を相手方の書面による事前の同意なしに第三者に開示してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
(1) 既に公知の情報であるもの
(2) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報であるもの
(3) 相手方から当該情報を入手した時点で、既に保有していた情報であるもの
(4) 相手方から知り得た情報によらないで、独自に創出又は発見したことが書面により立証できるもの
(5) 他の規程等に別段の定めがあるもの

（著作者人格権）
第１７条　本学は、受託研究に基づきプログラム等が得られた場合、当該発明を行った者が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第１８条から第２０条までに規定する著作者人格権を行使しないように措置する。

（研究成果の公表）
第１８条　本学は、前条の規定にかかわらず、受託研究の成果を公表するものとする。ただし、その公表が委託者の業務に支障を生じるおそれがあると認められる場合は、この限りではない。

（適用除外）
第１９条　本学は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本規程の一部を当該受託研究又は委託者に適用しないことができる。
(1) 受託研究が国、地方公共団体等からの委託又は再委託である場合
(2) その他、特別な事情がある場合

（補則）
第２０条
この規程に定めるもののほか、受託研究の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附　則
この規程は、平成２１年１１月１１日から施行する。
附　則
この規程は、令和７年４月１日から施行する。